

こんなときも

そうだ、行政書士に相談しよう!

行政書士がお役に立ちます!



暮らしのお困りごと

遺言・相続について
知りたい

残されたご家族が困らないよう、プロの視点から遺言・相続についてアドバイスします。また、相続関係説明図や遺産分割協議書の作成も行います。



契約書を作りたい

大切な約束を書面に残すことは、後のトラブルを予防するためにも重要です。行政書士は契約書作成の代理を行います。



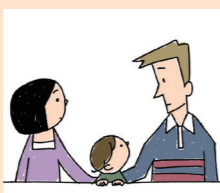
自動車の
登録手続きをしたい

自動車の購入や、引越しによる登録変更など、忙しい皆さんに代わって行政書士が管轄の運輸支局や警察への手続き、書類作成を行います。



日本国籍を取得したい

日本国籍の取得に関わる法務大臣への帰化申請や、さまざまな審査書類の作成など、各種手続きのアドバイスやお手伝いをします。



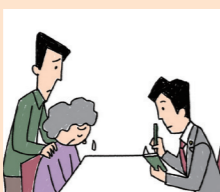
土地活用について
相談したい

自分の土地であっても、都市計画法や建築基準法、農地法といった関連法規に注意が必要です。土地利用の手続き、各種申請もご相談ください。



内容証明について
相談したい

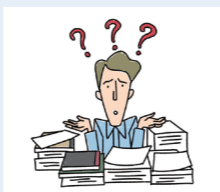
内容証明は、契約後のクーリングオフなどに有効な手段です。行政書士は、皆さんの意思に基づき、文書の作成を代理します。



ビジネスのお困りごと

外国人の在留・
就労のための手続き

外国人が日本で就労する際に必要な留資格の認定証明書交付申請や変更許可申請など、出入国在留管理に関する業務も専門家である行政書士にお任せください。



法人設立の手続き

株式会社や協同組合、財団法人、社団法人、NPO法人など、さまざまな法人設立のお手伝いをします。



各種許認可申請

建設業の許可申請や宅地建物取引業の免許申請など、事業を行うのに必要な許認可はたくさんあり、高い専門性が求められます。間違いのない手続きが行えるようサポートします。



中小企業支援

行政書士は、企業の経営や事業活動に関するアドバイス、助成金の申請、知的資産経営の導入や報告書の作成などを通して、中小企業をサポートします。



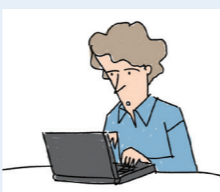
著作権に関する
登録申請など

著作物など、皆さんの大切な知的財産を守るのも行政書士の仕事です。著作権に関わる各種申請や契約書の作成もお任せください。



オンライン申請・調達

近年、インターネット上で申請ができる自治体が増えています。行政書士は、各種オンライン申請の手続き代理もを行います。



そうだ、行政書士に相談しよう!

1人で悩まない

農地転用

農地転用について
ニヤンでも
ご相談ください!



暮らしを支える、5万人の力。



日本行政書士会連合会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

虎ノ門タワーズオフィス10階

TEL: 03-6435-7330



日本行政書士会連合会



「自分の畑を上手に活用したい」 そんなあなたは“行政書士”に相談しよう！

所有する畑に家を建てたり、駐車場を作ったり…農地を別の目的で利用するには、
農地転用の許可申請などをする必要があります。これらの手続きはぜひ行政書士にお任せください。
また、売買や開発に伴う許可申請や届出など農地に関する各種手続きもサポートします。

? 教えてまもる先生! 農地転用のメリットって?



農地を相続したものの、農家ではないためにその活用法に迷ってしまったり、農地の所有そのものが負担
になってしまったりというケースは多くあります。そんな時こそ、農地の転用が効果を発揮します。
申請が許可された後は、**住宅地・工場用地・道路・駐車場・資材置場**など自由に活用ことができ、**賃貸や
売却**を通して、**農業とは違う形で新たな収入**を得ることも可能です。

農地転用の利用例と必要な許可

- Q1** 農地のまま、貸し出し
または売却する時
↓
農地法第3条の許可
が必要です。
- Q2** 自分の農地に家を建てる時
↓
農地法第4条の許可
が必要です。
- Q3** 別の目的で利用するために
農地を貸し出したりは売却する時
↓
農地法第5条の許可
が必要です。

農地転用の許可申請の流れ



申請から許可が下りるまで約6~12週間ほどかかります。
行政書士は、**農地転用の手続きを確実かつスムーズに進めるお手伝い**をします!

- 1 農業委員会に事前相談**
農地の種類や必要な許可、転用計画
の可否などの確認を行います。
※農地転用が認められないケースもあります。
- 2 農業委員会に必要書類を
提出・申請**
農地転用の許可申請書や転用計画書
などを作成し、申請を行います。
※さらに、農地が4ヘクタール以下の場合
は「都道府県知事許可」、4ヘクタール以上
の場合は「農林水産大臣許可」が必要となります。
- 3 許可通知~農地転用**
各種の審査が終わり、申請書類が無事
に受理されると、後日許可通知が届き
ます。



農地転用に関する
詳細はこちらから



農地を別の用途で活用する場合は、
「農地転用」の許可申請が必要なんだって!

解決★ ユキマサくん!

今回のお困りごとは、今まで畑として使用していた土地を
駐車場にしたいというものです。



1 ここは、コスモスタウンにあるくらし行政書士事務所。今日もユキマサくんが猫社会の行政書士を目指して勉強をしていると、まもる先生の妹さんと一緒にユキマサくんの弟マコトくんと妹ココロちゃんが遊びにきたよ!

2 久しぶり、今日はどうしたの? きょうはね、そうだんがあるんだって! はたけをね、ちゅうしゃじょうにするの! それなら、行政書士まもる先生の出番だね!

3 隣のマゴコロタウンに住む、まもる先生の妹さんが事務所にやってきました。ココロちゃんが言うとおり、畑を駐車場にしたいのだけど、どのような手続きが必要かという相談です。

4 農地転用って、農地をそれ以外の用途で使用する場合は、許可申請や届出が必要になるんだよ。手続き方法は土地のある場所によって異なるんだ。

5 今回の場合、畑がある場所が「市街化区域内」だから農業委員会への事前の届出だけで大丈夫だよ。

6 そうなんだ! 手続きは土地のある場所によって違うんだね。知らなかった。

7 すこいだろ! ぼくの目指している行政書士はいろいろな手続きのスペシャリストなんだ! お兄ちゃん! 行政書士ってかっこいい!

解決 ユキマサくん!

ホームページもご覧下さい。

日本行政書士会 連合会